

### I 変更の趣旨

- 1 愛知県国民保護計画の変更（平成 26 年 12 月変更）内容と整合を図るもの。  
⇒**県計画との整合（変更）**
- 2 愛知県国民保護計画において従前より記載のあった内容と整合を図るもの。  
⇒**県計画との整合（従前）**
- 3 市の地域特性等による変更を行うもの。  
⇒**市の地域特性等による変更**

### II 変更の要旨

- 1 指定地方行政機関等の事務の追記（新旧 P1、2）**県計画との整合（従前）**  
市域において連携する関係機関の事務を追記
- 2 市の体制及び職員の参集基準の修正（新旧 P5）**市の地域特性等による変更**  
春日井市国民保護対策本部及び春日井市緊急対処事態対策本部条例の規定に基づく組織に変更。本部員及び本部職員。支援要員は、計画書 P32 の表中「支援要員の派遣」の位置付けを明確化。
- 3 警報等の情報伝達手段として Em-Net、J-ALERT の追記（新旧 P6）  
**県計画との整合（変更）**  
非常通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する旨を追記。
- 4 避難の指示に当たっての事態の類型等に応じた留意事項の追記（新旧 P8）  
**県計画との整合（従前）**  
航空攻撃及びNBC攻撃の場合の留意事項を追記  
※NBC攻撃：核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃
- 5 国民保護法の救援事務の移管等に伴う用語修正（新旧 P9）**県計画との整合（変更）**  
災害対策基本法等の一部改正により、国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府（防災担当）へ移管したことに伴い用語を修正。
- 6 「武力攻撃原子力災害への対処」の項目の追加（新旧 P11）**県計画との整合（変更）**  
春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定めに準じた措置を講ずる旨を追記。